イメージ図



リース・デザ<mark>イン使</mark>用等の契約、支払 作品受渡し・デザイン提供

☆ 契約は企業・団体様と障害者施設・作家様と直接行っていただきます。☆ リース契約に当たっては、損害保険への加入が要件とされる場合もあります。



企業からの依頼の連絡

利活用可能な作品画像等の提供(県利活用ホームページ掲載用)

利活用の御案内 問合せ対応 ホームページ閲覧、問合せ施設・作家との調整依頼

障害者アートフェスティバル 実行委員会 (障害者福祉推進課)



県HP利活用ページ (利活用作品の御案内)